

(平成21年11月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から40年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から40年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

申立期間①については、私が結婚する時に、私の母親から私名義の国民年金手帳を渡されて、「結婚前の国民年金保険料は納めておいたから、結婚後は自分で納めるように。」と言われたことを記憶している。

また、申立期間②については、母親に言われたとおり、結婚後の保険料はすべて納めてきたはずである。

未納期間は無いはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の母親は自分自身の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人及びその兄弟の供述によると、その母親はA市の納付組織として存在していた町内会の婦人部において、集金人として保険料の収納業務を行っていたことから、国民年金に対する納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期において、申立期間①の保険料は過年度納付となるが、集金人をしていた申立人の母親は、国民年金制度について熟知していたと推認できることから、申立期間①の保険料をさかのぼって納付することに不自然さはみられない。

さらに、申立期間②について、申立人が結婚後に自分で国民年金保険料を納付するようになってから、国民年金加入期間において、申立期間②以外に未納期間は無い上、結婚後の昭和44年から57年までの期間の6回にわたる住所変

更がその都度正しく行われており、申立人自身の国民年金に対する納付意識も高かったものと考えられる。

加えて、申立期間②の前後の期間は納付済期間であり、その当時、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が申立期間②のみを未納とすることは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1305

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私の夫が、申立期間に係る私の国民年金保険料も夫の分と併せて納付してくれているはずであり、申立期間について、夫の国民年金保険料は納付済みになっているのに、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 43 年 4 月から 60 歳に到達した月の前月までの国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間が無い上、申立人の保険料を一緒に納付していたとする、その夫自身の申立期間に係る国民年金保険料は、社会保険事務所が保管している特殊台帳（マイクロフィルム）により、55 年 10 月 27 日に過年度納付されていることが確認できる。

また、申立期間以外の期間の保険料は、夫婦共にすべて納期限内に納付されていることから、その夫が自分自身の保険料を過年度納付し、申立人の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間後の昭和 54 年 7 月から国民年金保険料の口座振替制度を利用している上、申立期間以降 10 数回にわたって厚生年金保険と国民年金の切替えを適切に行っていることから、申立人及びその夫は、国民年金保険料に対する納付意識が高かったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、亡夫が納付書に現金を添えてA市役所又は郵便局で納付してくれていたはずである。

昭和46年に長女がB市内の私立短大に進学し、入学金及び学費負担等で生活が一番苦しい時期であったが、申立期間である47年から49年ごろは生活が少し楽になった時期であり、申立期間の国民年金保険料は絶対に納付しているはずなので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、i) 昭和37年3月から60歳に達する前月まで国民年金に任意加入し、申立期間を除く期間の国民年金保険料をすべて納付していること、ii) 社会保険事務所が保管する特殊台帳（マイクロフィルム）により、昭和41年度から46年度までの国民年金保険料を前納により納付していることが確認できることから、申立人の保険料を納付していたとするその夫は、国民年金保険料に対する納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の夫は、昭和25年3月から56年4月まで同一事業所に勤務し、厚生年金保険に加入しており、申立期間当時の生活状況に大きな変化は見受けられないこと、申立期間は24か月と比較的短期間であること、及び前後の期間は納付済みであることを踏まえると、申立期間のみ国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から51年3月まで

申立期間については、納付時期は定かではないが、私の夫が私の免除期間の保険料を一括して納付してくれたはずである。

領収書等は紛失してしまったが、申立期間について保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身の免除の申請及び保険料納付については、「夫がすべて行っており、申立期間の保険料の追納についても、納付の時期は定かではないが、一括して納付した。」と主張しているところ、その夫は、申立期間のうち、昭和47年12月から51年3月までの保険料について、57年12月22日に追納している記録が確認できる。

また、申立人の夫は、「私は長年病気を患っていることから、妻の老後のことが心配だったので、妻の国民年金保険料を優先して納付していた。」と供述しているところ、昭和54年度については夫婦共に未納となっていたが、申立人の保険料についてのみ、昭和55年12月に過年度納付されていることが確認できる上、57年度についても、夫婦共に年度当初に免除申請を行ったが、申立人の保険料については、納付月日は特定できないものの現年度納付が行われたことが確認できるなど、申立人の夫が申立人の保険料を優先して納付していた状況が認められることから、57年12月22日に申立人の夫の保険料のみを追納していたとは考え難い。

さらに、申立人の保険料を納付していたその夫は、追納した保険料金額を10数万円としているところ、申立人及びその夫の昭和47年12月から51年3月までの保険料及び昭和57年度の免除を申請した後に納付した保険料を合計

した金額（13万1,590円）とほぼ一致するなど、その主張に不自然さはみられない。

一方、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を追納した時期が57年12月22日と推認できることから、申立期間のうち、昭和42年4月から47年11月までの期間については、追納可能な10年の期間を経過していたことにより保険料を納付できない期間であり、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる関連事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1308

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から同年11月まで

私の国民年金について、昭和53年9月に妻が会社を退職した際に、妻が私の分と併せて国民年金の加入手続をしてくれるとともに、申立期間の国民年金保険料も納付してくれたはずなので、申立期間の保険料納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所に保管されている国民年金手帳記号番号払出管理簿から、昭和53年11月1日に申立人の妻と連番で払い出されていることが確認でき、申立人及びその妻の国民年金の加入時期は、このころと推認できる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、昭和53年11月25日に国民年金保険料を納付する時点で、申立人が同年12月からA省B機関で勤務することが内定していたため、申立人の3か月分の保険料及び自身の4か月分の保険料を、近くの金融機関で一括納付したことを明確に記憶している。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立人の妻は厚生年金保険から国民年金への切替手続及び第3号被保険者資格取得手続も適切に行っている上、昭和54年1月以降の国民年金保険料は、金融機関の口座振替に切り替えるなど、その妻の保険料の納付意識は高かったものと考えられることから、53年11月25日の時点で申立人の保険料のみを一緒に納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1309

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から同年9月まで

私は、昭和61年11月に結婚した後、国民年金保険料の未納期間に係る納付書が送付されたので、60年4月から結婚前の61年10月まで、3か月ごとにさかのぼって保険料を納付してきたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁のオンライン記録から、昭和62年3月10日に払い出されたものと確認できることから、払出しと同時に、申立人が61年11月に結婚した時点までさかのぼって国民年金第3号被保険者（強制加入）資格が取得されるとともに、第1号被保険者の資格取得も60年1月28日付けで整理されたものと考えられる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の昭和60年4月から同年6月までの期間及び同年10月から61年10月までの期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる上、申立人は61年1月から同年3月までの期間、61年4月から同年6月までの期間及び61年7月から同年10月までの期間の納付書・領収証書を所持しているところ、これらはいずれも62年5月18日に発行されており、その時点からさかのぼって納付できる期間の過年度納付書が同日に発行されたものと考えられる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、i) 申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであること、ii) 申立人は発行された納付書で3か月ごとに保険料を納付してきたことを明確に記憶していることから、申立人は、昭和62年5月18日に発行された納付書により申立期間の保険料を納付していたと

考えることは不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 1431

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から5年2月1日まで

社会保険事務所の記録によると、A社における厚生年金保険の加入期間のうち、平成4年6月から5年1月までの期間について、標準報酬月額が実際の報酬月額より低い額になっていると思われるため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額が38万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成5年9月30日)の後の6年8月8日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、4年6月分から5年1月分までさかのぼって24万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人のほか当該事業所の代表取締役及び二人の取締役も6年8月8日付けで標準報酬月額をさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所においてB業務を担当し、社会保険事務は担当しておらず、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることを承知していなかったと主張しているところ、当該事業所で給与事務を担当していた取締役は、「申立人は役員ではなく、社会保険事務の担当者でもなかった。」と供述している上、申立人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正された平成6年8月8日当時には、別の事業所に勤務していることが確認できることを踏まえると、当該減額訂正に関与していなかったものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る

有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 38 万円とすることが必要であると認められる。

北海道厚生年金 事案 1432

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から同年11月26日まで

社会保険事務所の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、平成5年1月から同年10月までの期間について、標準報酬月額が実際の報酬月額より低い額となっていると思われるため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間のうち、平成5年1月分から同年8月分までの給与明細書を所持しており、当該明細書から、申立人は月額60万円の給与を受け、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録によると、当初、申立人に係る申立期間の標準報酬月額について、申立人が主張する平成5年1月から同年10月までは53万円とされていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成6年1月1日)の後の7年2月2日付けで、5年1月1日に遡^{そきゅう}及して20万円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、事業主に当時の状況を照会したところ、回答が得られない上、連絡も取れないため当時の状況は不明であるが、社会保険事務所の記録により、平成7年2月2日付けで標準報酬月額が減額されたことが確認できる者8人のうち、所在が特定できた7人に照会し、4人から回答が得られたところ、このうち、申立期間当時、当該事業所で経理事務及び社会保険事務を担当し

ていた者は、「申立人は役員ではなく、経営に関与していなかった。また、経理及び社会保険事務についても関与していない。」と供述している上、他の一人からも、「申立人は、役員ではなかった。」とする供述が得られたことから、申立人は、当該減額訂正に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成4年6月から同年9月までは34万円、同年10月から6年3月までは36万円であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月1日から6年4月30日まで
② 平成6年4月30日から9年3月30日まで

申立期間①はA社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって減額訂正されていることが判明した。当時、自分はB営業所の所長であったが、社会保険事務はすべて本社が一括して行っていた。

申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②はA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②に係る給与明細書及び源泉徴収票を保管しているので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年6月から同年9月までは34万円、同年10月から6年3月までは36万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成6年4月30日から後の同年5月9日付けで、申立期間①の標準報酬月額が、さかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人のほか当該事業所の代表取締役も、同年5月9日付けで標準報酬月額をさかのぼって減額訂正されていることが確

認できる。

また、商業登記簿謄本の記録によると、申立人は、申立期間①のうち平成4年6月1日から5年5月30日まではA社の取締役であるとともに、申立期間①において同社B営業所の支配人であったことが確認できるが、申立人は、「A社B営業所の経理、給与事務は自分が担当していたが、社会保険事務はC本社が一括して行っていたため、従業員の給与から控除した社会保険料を本社に送っていた。当時、営業所の経営は順調であったが、ある日、従業員が病院に行って健康保険証が使えないことが分かり、本社に問い合わせたところ、『会社の都合で全員資格喪失した。』と言われた。」と供述しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった6年4月30日に同保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる者7人に照会したところ、回答があった二人は、いずれも、「申立人は、A社B営業所の経理事務を担当していたが、社会保険事務は本社が担当していた。B営業所は独立採算制であった。」と申立人の供述を裏付ける供述を行っている上、このうち一人は、「B営業所の経営状況は順調であったが、売上を本社に吸い上げられていた。」と供述しており、ほかに申立人がA社本社の社会保険事務について関与していたこと及び申立人が支配人を務めていた同社B営業所の経営が悪化していたことをうかがわせる事情は無いことを踏まえると、申立人は、当該標準報酬月額記録に係る減額訂正に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額記録から、平成4年6月から同年9月までは34万円、同年10月から6年3月までは36万円に訂正することが必要であると認められる。

- 2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間①に引き続きA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が保管する申立期間②のうち平成6年6月分、同年7月分、同年7月賞与分、同年8月分から同年11月分まで、同年12月賞与分、7年3月分から同年8月分まで、同年8月賞与分、同年9月から同年12月分まで、同年12月賞与分、8年1月分から同年6月分まで、同年8月分、同年9月分、同年10月賞与分及び同年12月分の給与明細書によると、いずれも、申立人の給与から控除されていたのは雇用保険料のみであり、申立期間②の大部分において厚生年金保険料及び政府管掌健康保険料が控除されていないことが確認できる。

また、上述のとおり、当該事業所は平成6年4月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、社会保険庁のオンライン記録による

と、当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる 38 人は、いずれも同日以前に被保険者資格を喪失しており、申立期間②において同保険の被保険者であった形跡が無い。

さらに、申立人は、上述のとおり、「平成 6 年 4 月に、本社から、全員の被保険者資格を喪失させたとの説明を受けた。」と供述している上、「なんとか社会保険に再び加入しようと会社や社会保険事務所に掛け合ったがだめであった。」と供述しているほか、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 6 年 4 月 30 日に同保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる上述の者二人は、いずれも、「当時、それまでの健康保険証が使えなくなり、国民健康保険に替わった。」と供述しているとともに、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人及び当該被保険者であった者二人の政府管掌健康保険証は、いずれも 6 年 5 月 9 日に回収されていることが確認できる。

なお、申立人が保管する平成 6 年から 8 年までの源泉徴収票によれば、6 年の社会保険料等の金額については、社会保険庁が当初記録していた標準報酬月額に見合う同年 1 月から同年 3 月までの厚生年金保険料、健康保険料及び標準報酬月額から推定される雇用保険料、並びに同年 6 月から同年 12 月までの給与明細書に記載された雇用保険料及び当該給与明細書から推定される同年 4 月及び同年 5 月の雇用保険料の合計額より高額であるほか、7 年及び 8 年の社会保険料等の金額については、両年において給与から控除されていたと考えられる雇用保険料の合計額よりいずれも高額であるが、上述のとおり、申立人が保管する給与明細書により、当該期間の大部分において厚生年金保険料及び政府管掌健康保険料が申立人の給与から控除されていなかったことは明らかであることから、各年の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額には、前述の被保険者の供述を踏まえると、国民健康保険料等が含まれていたものとするのが妥当である。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1434

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月1日から同年8月1日まで

昭和49年5月からA社B工場に継続して勤務し、50年8月1日に同工場から親会社であるC社に転勤したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社B工場に継続して勤務し（昭和50年8月1日にA社B工場からグループ会社であるC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和50年6月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「申立人については、A社B工場において資格喪失日に係る届出の誤りがあったと思われる。」と供述している上、事業主が保管する健康保険被保険者資格喪失届における資格喪失日が昭和50年7月1日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所

は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成9年12月から10年10月までは26万円、同年11月から11年10月までは18万円であったと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月1日から9年12月1日まで
② 平成9年12月1日から11年11月22日まで

申立期間①は、A社に取締役として勤務していたが、社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違している。

申立期間②は、社会保険庁の記録では、代表取締役として勤務していた当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって引き下げられていることが判明した。

両申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年12月から10年10月までは26万円、同年11月から11年10月までは18万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成11年11月22日から後の12年1月12日付けで、申立期間②の標準報酬月額が、さかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本の記録により、申立人は当該事業所において、申立期間②のうち平成10年11月20日までの期間は取締役、同年11月21日以降の期間は代表取締役であったことが確認できるが、上記減額訂正処理は、当該事業所がB地方裁判所から破産宣告を受けた11年11月22日から1か

月以上後に行われたものであり、破産手続開始後は、当該事業所の財産の管理処分権は破産管財人に専属し、代表取締役である申立人は既に同社における社会保険に係る権限が無い上、当該破産管財人であった者に照会したところ、申立人が上記減額訂正に係る届出を行ったことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、申立人が代表取締役として当該減額訂正処理に関与していたと推認するまでには至らない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成9年12月から10年10月までは26万円、同年11月から11年10月までは18万円に訂正することが必要であると認められる。

2 申立期間①については、申立人は、当時の報酬月額について、社会保険事務所に対する質問応答書においては、「平成11年5月以前は100万円であった。」と供述しているところ、当委員会の照会に対しては、「当初は100万円であったが、平成7年ごろに80万円に引き下げ、9年ごろに60万円に引き下げた。」と供述しているなど、供述に変遷がみられることを踏まえると、申立人の当時の報酬月額に係る記憶は明確なものとは言い難い。

また、商業登記簿謄本の記録により、申立期間においてA社の役員であった者が申立人のほかに二人確認できるところ、社会保険庁のオンライン記録によると、このうち申立人の夫については、申立人と同様に平成8年9月1日に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるが、同人に照会したものの、「当時の報酬月額は記憶しておらず、社会保険庁の記録が正しいかどうか分からない。」との回答があり、ほかに申立人が申立期間①において社会保険庁が記録する標準報酬月額よりも高額な報酬を支給されていたことをうかがわせる事情は無い。

さらに、申立人は申立期間①当時、当該事業所の取締役であったが、役員の標準報酬月額を引き下げる場合には、当該事業所の取締役会議議事録を社会保険事務所に提出することとされていることから、取締役である申立人が関与せずに、社会保険事務所が標準報酬月額の決定を行ったとは考え難い。

加えて、申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されたものではないことが確認できることから、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は無い。

その上、申立人の申立期間①における給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成9年1月から同年4月までは38万円、同年5月から同年12月までは50万円、10年1月から同年9月までは44万円、同年10月から同年12月までは41万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から11年1月31日まで

申立期間はA社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって減額訂正されていることが判明した。同社の破産後は残務整理を行っていたが、自分はB業務担当の取締役であったため、社会保険事務には関与していなかった。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年1月から同年4月までは38万円、同年5月から同年12月までは50万円、10年1月から同年9月までは44万円、同年10月から同年12月までは41万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成11年1月31日から後の同年2月10日付けで、申立期間の標準報酬月額が、さかのぼって24万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人のほか当該事業所の代表取締役も、同日付けで標準報酬月額をさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本の記録によると、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できるが、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者14人に照会したところ、回答があつ

た9人のうち7人は、いずれも、「申立人はB業務担当役員であった。」と供述している上、このうち総務担当の者二人は、いずれも、「当時、事業主が支店に常駐していたため、申立人が業務全般の管理、決裁を行っていたが、代表者印は事業主が保管し、その使用には事業主の承認が必要であった。」と供述しているほか、当該二人は、申立人と共に当該事業所が破産宣告を受けた後の残務整理を行ったと供述しているところ、両人からも、当時、申立人が上記減額訂正に係る届出等を行ったことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、商業登記簿謄本の記録によれば、上記減額訂正処理は、当該事業所がC地方裁判所から破産宣告を受けた平成11年2月9日の翌日に行われたことが確認できるところ、破産手続開始後は、当該事業所の財産の管理処分権は破産管財人に専属し、取締役である申立人は既に同社における社会保険に係る権限が無い上、当該破産管財人であった者に照会したところ、申立人が当該事業所の残務整理に伴って上記減額訂正に係る届出を行ったことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、申立人は、当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成9年1月から同年4月までは38万円、同年5月から同年12月までは50万円、10年1月から同年9月までは44万円、同年10月から同年12月までは41万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、A社における昭和40年9月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を40年9月1日、資格喪失日に係る記録を同年11月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から41年2月まで

新聞の求人欄を見てA社に入社し、昭和40年8月から41年2月までの期間、B職として勤務した。

社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険の加入状況について照会したところ、加入記録が確認できないとの回答であった。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人のA社に勤務するに至った経緯に関する具体的な供述内容及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和40年9月1日から同年10月31日までの期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人とほぼ同時期に申立人と同じく新聞の求人欄を見て当該事業所に採用となったとする申立人と同年齢の同職種の同僚は、当該事業所に入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、申立人及び同僚が供述した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録にある当該事業所の厚生年金保険被保険者数がほぼ一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年9

月1日から同年10月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所において同じ業務に従事していた同年齢の同僚に係る社会保険事務所の記録から判断すると、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年9月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和40年11月1日から41年2月までの期間について、申立人は申立事業所であるA社の退職時期を明確に記憶していないものの、A社を退職と同時に次の勤務先であるC社に入社したことから、社会保険事務所の記録において、C社の厚生年金保険の被保険者資格の取得日が同年3月1日となっていることを根拠に、A社における退職時期を同年2月であると主張している。

しかしながら、C社の当時の事業主は、「C社では、申立期間当時、入社してもすぐ辞めていく者が多かったため、数か月の試用期間を設けており、長期間勤務するか否か判断してから厚生年金保険に加入させていた。このため、申立人の入社時期は、厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和41年3月1日ではなく、その数か月前である。」と供述している。

また、社会保険事務所の記録からC社において申立人と同じ昭和41年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚二人に照会したところ、いずれも「C社には、試用期間があったため、入社と同時に厚生年金保険に加入していない。」と供述しており、これは先の事業主の供述と符合する。

さらに、これらC社の同僚のうち一人からは、「私は、昭和40年10月にC社にD職として入社したが、C社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、申立人と同じ41年3月1日である。申立人は、私が入社した1か月から2か月後にC社に入社したので、入社時期は申立人の主張する41年3月ではなく、40年の11月以降で、かつ、41年3月1日より数か月前である。」との供述があった。

これらの状況を踏まえると、申立人のC社の入社時期は、その主張する昭

和 41 年 3 月 1 日ではなく、40 年 11 月と推定されることから、申立事業所である A 社の退職時期は、40 年 10 月末であると認められる。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和39年1月1日、資格喪失日は、同年4月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月30日から28年11月1日まで
: ② 昭和39年1月1日から同年4月1日まで

昭和26年4月30日にA社に入社し、平成9年12月7日に定年により退職するまで、同社に勤務した。

申立期間①は、B市に所在する同社C事業所においてD業務担当として勤務し、また、E事業においてF業務担当として勤務した。

申立期間②は、G市に所在する同社本社において、冬期間のH業務担当として勤務した。

給与明細書等の証拠書類は無いが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、社会保険事務所が保管するA社本社の厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、名前の表記のみが相違している者が、当該事業所において、昭和39年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年4月1日に同資格を喪失している記録が確認できる。

この申立人と同姓同名の者の記録は、申立人と生年月日、性別及び厚生年金保険被保険者記号番号が一致することから、申立人の記録であると認められる。

また、当該記録は、社会保険庁のオンライン記録に反映されていない上、

申立人は、当初、申立期間②に係る事業所をA社B支店として申し立てていたため、申立人から年金記録の照会を受けた社会保険事務所では、A社本社に係る当該記録を確認することができなかったことから、申立人の基礎年金番号に未統合となっていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主はA社本社において、厚生年金保険被保険者の資格を昭和39年1月1日に取得し、同年4月1日に同資格を喪失した旨を、社会保険事務所に届け出たことが認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社における厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万3,000円とすることが必要である。

2 申立期間①について、申立人が所持しているA社の従業員手帳の写し及び同社本社が保管している準職員台帳の写しから判断すると、申立人が申立期間①において、A社B支店作業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、申立期間①当時の厚生年金保険の適用状況について、当時の資料が無く不明であると回答している上、申立期間①当時の事務担当者も既に死亡していることから、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、適用事業所に該当しないことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の被保険者記録及び申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和28年11月1日と同日に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の被保険者記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年11月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、申立人及び申立人が名前を記憶していた同僚5人を含め75人確認できるが、これら同僚中に、28年11月1日の前後の期間において、継続して厚生年金保険に加入している者は確認できない。

その上、上記75人のうち連絡の取れた複数の同僚は、「昭和28年11月1日に厚生年金保険に加入するまで、保険料は給与から控除されていなかった。」と供述している上、申立期間①において厚生年金保険に加入していたと供述する同僚は確認できない。

なお、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和32年11月1日、資格喪失日は33年8月26日であることが確認できることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年から36年まで

申立期間については、Aという名称の会社で、B業務担当として勤務していた。

勤務当時、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が記憶している事業所の所在地と商業登記簿謄本に記載されている事業所の所在地がおおむね一致していること、同僚から提供のあった昭和33年7月ごろに撮影したとする社内旅行の写真に申立人が写っていること、及び同僚が申立人を記憶している旨の供述を行っていること等から判断すると、申立人が申し立てている事業所はA社であることが確認できる。

2 申立期間のうち、昭和32年11月1日から33年8月26日までについては、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の旧姓で、申立人と生年月日及び名前の表記が相違する被保険者記録が確認できるとともに、その資格取得日は昭和32年11月1日、資格喪失日は33年8月26日とされていることが確認できる。

また、当該記録は当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている厚生年金保険の記号番号が、申立人の基礎年金番号と相違していることから社会保険庁のオンライン記録に申立人の厚生年金記号番号は収録されていないが、i) 申立人は、「両親から、自分の生年月日は昭和12年*月

*日と教えられていたので、若い時は様々な書類にその日付を記載することが多かった。」と供述しているとともに、「名前の表記を、よく間違っ書かれることが多かった。」と供述していること、ii) 社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和33年1月27日から35年1月1日まで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる申立人の同僚は、当該事業所には申立人の姓の従業員は一人しかいなかったと供述していること、iii) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によると、申立人名で32年11月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、当該事業所は、本来の生年月日及び名前とは異なる生年月日及び名前で申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得届を社会保険事務所に行い、社会保険事務所はそれを転記したと考えられ、当該記録は申立人の収録されていない厚生年金保険被保険者記録であると推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人について昭和32年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出、及び33年8月26日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行い、申立人の給与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、今回収録する被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが必要である。

- 3 申立期間のうち、昭和32年11月1日から33年8月26日を除く期間については、i) 申立人に、当該事業所に勤務していた期間の記憶があいまいであること、ii) 申立人に、一緒に勤務していた同僚の記憶が無いこと、iii) 社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる同僚のうち、所在が確認できた者9人に照会したところ、5人から回答があったが、申立人を記憶している者は前述の一人(同人の当該事業所における厚生年金保険被保険資格の取得は昭和33年1月27日、同喪失は35年1月1日)しかおらず、この一人も「申立人は、自分が入社する前から当該事業所に勤務していたが、いつから勤務していたかは分からない。また、申立人がいつ退職したかも分からない。」と供述していること、iv) 当該事業所は、昭和61年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、平成8年6月1日に解散していることから、事業主の所在を把握することができず、申立人の当該期間における勤務状況について確認することができないこと、v) 当該事業所から分離し、昭和35年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となったC社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は記録されていないことが確認できる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情が無い。
これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として前述の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日を昭和35年5月1日、資格喪失日を37年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月1日から37年4月16日まで

ねんきん特別便により、A社B出張所に採用され勤務していた時の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったが、在職中に提出した自己申告書に当該出張所の職務経歴を記載し、それが同社に受理されていたという事実があるので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和35年7月1日から平成10年3月31日まで継続してA社C支店に勤務していたことが確認できるが、i) A社C支店から提出のあった3年3月1日現在の申立人に係る職務経歴表(写し)に、昭和35年5月から37年7月まで同社D支店に所属し、E業務を職務としてF社B工場のG事業に従事した記録があること、ii) 上述の職務経歴表(写し)には、37年7月から38年8月まで、申立人が同社D支店に所属し、H社I出張所のG事業に従事した記録があるところ、社会保険事務所が保管するA社J出張所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が37年4月16日から38年10月26日まで当該出張所において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できること、iii) 当該支店から提出のあった申立人の社員名簿(写し)の入社日の欄に、「昭和39年2月1日入社(35.5.1入社)」と記録されており、39年2月1日はD支店に採用された日、35年5

月1日は作業所に採用された日であるとする当該支店の供述があることから、申立人は、申立期間にA社B出張所に勤務していたことが確認できる。

また、A社C支店では、申立期間当時の採用区分について、本社採用、支店採用及び作業所採用があり、作業所採用者の厚生年金保険については、出張所ごとに被保険者資格の取得届を行っていたと供述しており、社会保険事務所が保管する当該出張所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じ作業所採用でE業務を担当していたとする同僚一人は、申立期間当時に当該出張所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢で同職種である同僚の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残されていないため、これを確認できないことから不明としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定、その後の被保険者資格の喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年5月から37年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1441

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から同年10月31日まで
年金記録によると、申立期間の標準報酬月額が引き下げられているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成5年2月から同年9月まで20万円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年10月31日の約1年4か月後の7年2月6日付けで、申立人を含む8人の標準報酬月額の記録がさかのぼって引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が5年2月から同年9月までは、さかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、商業登記簿謄本により当該事業所の役員ではないことが確認できる上、標準報酬月額の減額訂正が行われた平成7年2月には既に別の事業所に勤務していることが、社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、申立人が当該事業所における標準報酬月額について、さかのぼって減額訂正されることに関与していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から20万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月及び54年9月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年5月
② 昭和54年9月から59年9月まで

厚生年金保険から国民年金に切替えて納付してきたのに、納付記録が途中で未加入期間となっているのは納付できない。国民年金保険料については、定期的に納付していたはずなので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、厚生年金保険から国民年金への切替えによる資格取得年月日は、申立人が所持する国民年金手帳には昭和54年6月1日と記載されており、同月から納付記録があるものの、平成10年4月21日に資格取得年月日が昭和54年5月31日にさかのぼって訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できることから、申立期間①当時は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない。

また、申立期間②について、A市の国民年金被保険者名簿には、申立人は、昭和54年9月1日に資格喪失したことが記録されている上、社会保険事務所のマイクロフィルムにも同日に資格喪失した記録があり、行政側の記録に不自然な形跡はみられない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳にも、同日が資格喪失日として記載されており、申立人は、申立期間当時において国民年金未加入者であったと推認されることから、申立期間②に係る納付書の発行は無かったものと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに両申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1311

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から56年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から56年3月まで

私は、昭和55年8月から57年3月までA社B営業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた。国民年金の加入手続をいつ、だれが行ったか分からないが、55年4月から56年3月までの国民年金保険料を自分で支払ったと思う。保険料の領収書を現在持っている。

記録によると、重複している期間の保険料は既に還付されたことになっているが、私は還付手続きをしていない上、還付金を受け取っていないので申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するとおり、昭和55年8月から56年3月までの期間については、社会保険庁の特殊台帳等により、申立人が国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、当該期間は厚生年金保険加入期間であり、この期間を国民年金保険料納付期間とすることはできないことから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、申立人の特殊台帳及びC町が保管する被保険者名簿には還付処理されたことが還付金額とともに明確に記載されており、還付金額に計算上の誤りが無いなど、当該記載内容に不合理な点は無の上、ほかに申立期間に係る国民年金保険料の還付を疑わせる事実も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、還付された記憶が無いという以外に国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人に申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1312

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から61年3月まで

私は、結婚して子供が生まれたので今後勤めることは無いと思い、昭和42年に国民年金に加入し、さらに、45年10月から付加年金の制度ができたことを知り、将来のことを考えて、同制度ができて少し経過してから、A市B区役所で付加年金の加入手続を行ったと記憶している。

申立期間に係る付加年金の加入記録及び付加保険料の納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は186か月と長期間である上、申立人は、付加年金制度が発足した昭和45年10月の少し後に付加年金の加入手続を行い、45年10月から納付を開始したと述べているが、国民年金法により、付加保険料は、その加入手続を行った月から納付することとされており、^{さかのぼ}遡って納付できないことから、申立人の供述内容には、不自然さがみられる。

また、昭和36年度から49年度までの社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、申立期間のうち昭和45年11月から46年3月までの国民年金保険料（定額）を同年5月に過年度納付していること、及び47年1月から同年3月までの国民年金保険料（定額）を同年5月に過年度納付していることが確認できるが、当該期間に係る付加保険料は、制度上、過年度納付できない上、国民年金法第87条の2第4項において、納期限までに納付されなかったときには、その納期限の日に付加年金任意加入者ではなくなると定められていることから、申立期間の付加保険料が納付されたとは考え難い。

さらに、A市が保管する国民年金被保険者名簿においても、申立期間について申立人の付加年金の加入手続が行われたこと、及び付加保険料が納付されたことが推認される記録は全く見当たらないほか、A市では定額保険料と付加保険料を合算した金額の納付書を発行していたことから、長期間にわたって付加保険料のみ納付記録が漏れるような状況は無かったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1313

第1 委員会の結論

申立人の平成13年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月から同年12月まで

社会保険事務所から国民年金保険料の納付書が3回ぐらい送付され、およそ1年分の保険料として、12万円から13万円ぐらいを納付するようにと記載されていた記憶があり、A社会保険事務所又はB銀行C出張所で一括納付したことを記憶しているので、60歳まで国民年金の未納期間は無いはずである。

申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の始期である平成13年1月に厚生年金保険の資格を喪失しているところ、厚生年金保険から国民年金への切替手続に係る申立人の記憶は明確でなく、社会保険庁のオンライン記録によると、この手続について13年9月20日及び14年2月20日付けで加入勧奨状が送付されており、申立人が適切に国民年金への切替手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、D社会保険事務局では、「国民年金の加入勧奨に関する文書と国民年金資格取得届の用紙は同封して送付しているが、納付書は送付していない。」としており、社会保険庁の記録のほか、E市役所の記録においても未加入期間となっている申立期間について、納付書は発行されていないと考えられ、申立人の供述内容と一致しない。

さらに、平成13年から15年の確定申告書においても国民年金保険料が納付された形跡は見受けられない上、申立人の妻も、申立期間において国民年金の未加入者であることが認められ、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないなど、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1314

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から39年3月まで

私は、申立期間当時、親元で兄夫婦と共にA業に従事しており、私の国民年金の加入手続及び保険料納付は、すべて父親が行ってくれていた。

兄夫婦は、国民年金制度開始当初から国民年金に加入し、その保険料が納付されている上、父親は、私が結婚した昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料も納付してくれていたのであるから、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に一切関与していない上、i) 申立人が申立期間の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ってくれたとする、その父親は既に他界していること、ii) 申立期間当時、申立人と同居していた兄夫婦からも、申立人の保険料納付状況について聴取できなかったことから、申立人の国民年金加入状況及び保険料納付状況は不明である。

また、社会保険庁のオンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号の周辺被保険者の状況調査等により、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は昭和40年4月ごろと推認されること、ii) 40年4月の時点において、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であること、iii) 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたと推認できる事情は見受けられない。

さらに、申立人の父親が、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1315

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から54年3月まで

私の夫が自営業を始めるために会社を退職した昭和51年3月に、夫婦一緒にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、私が夫婦の分を一緒に払ってきたはずであるが、申立期間の保険料については、夫が納付済みになっているのに、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が自営業を始めるために会社を退職した昭和51年3月に、夫婦一緒にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、申立人が夫婦の分を一緒に納付したとしているが、その時点で、申立人の夫はまだ厚生年金保険被保険者の資格を喪失していなかった上、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人の唯一所持する国民年金手帳に係る記号番号の払出時期は55年2月であり、その夫の国民年金手帳記号番号の払出時期は52年2月であることが確認できることから、申立人及びその夫の国民年金の加入手続は、それぞれそのころに行われたものと推認でき、申立人の供述内容と一致しない。

また、申立人の所持する国民年金手帳に記載された国民年金の「初めて被保険者となった日（昭和51年3月1日）」は、さかのぼって資格取得（強制加入）されたものと考えられることから、国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和55年2月ごろの時点では、申立期間の大部分は特例納付によるほかは時効により過年度納付ができない上、申立人にはさかのぼって保険料を納付した記憶が無いほか、それ以前に、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間以外に複数の国民年金未加入期間及び未納期間が認められるほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1316

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から46年1月まで

私の実家はA業だったので、20歳のころは家業の手伝いをしていた。国民年金の加入手続及び保険料の納付は、私の両親がしてくれていたはずなので、申立期間の保険料納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、申立人の両親が行ってくれていたとして申立人自身は関与していない上、その両親は既に亡くなっていることから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等は不明である。

また、申立期間当時、申立人が在住していたとするB県C市（現在はD市）の国民年金被保険者名簿には申立人の記録が無く、同市を管轄する社会保険事務所においても、申立人に対し国民年金手帳記号番号を払い出した記録が無いなど、申立人がC市において国民年金に加入した形跡は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月15日から56年10月16日まで
昭和48年8月中旬にA社のB店に採用され、60年3月末まで複数の店舗で勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の上司及び同僚の供述から判断すると、入社時期は特定できないものの、申立人が申立期間中にA社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、当該事業所は平成15年2月6日に破産しており、社会保険事務所の記録においても、同日で厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主（理事長）も既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関係資料及び供述を得ることができない。

また、複数の上司及び同僚は「申立人は当初パートタイマーとして勤務し、期間の特定はできないが、その後月給制の庸員になったと記憶している。」としている上、「当時、日給制のパートタイマーには社会保険の適用は無く、庸員になってから社会保険に加入する取扱いであった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が名前を挙げた同僚9人のうちパート勤務であったとする5人は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、このうち連絡の取れた3人は「当時、パートタイマーは社会保険には加入できなかった。」としており、勤務期間中の厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述も得られない。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録は、昭和 56

年10月16日から60年3月31日までであることが確認でき、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日(離職日の翌日)と一致する。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1443

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月2日から28年12月27日まで
昭和22年6月にA社B支店C営業所のD工場に入社し、28年12月26日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、A社B支店C営業所（厚生年金保険の適用は、A社B支店において一括適用）において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚8人のうち二人は、申立人が当該事業所に勤務していたとするものの、申立人の勤務期間について記憶していない上、他の二人は申立人を記憶しておらず、残りの4人は死亡等により供述を得られない。

また、当該事業所を承継するA社E支店に照会したところ、当時の資料が保存されていないとしている上、申立人が名前を挙げた申立人の兄を含む同僚6人は、いずれも死亡していることから、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、前述の申立人を記憶している同僚は、「申立期間後に1年程度当該事業所のD工場に勤務したが、同工場は当該事業所とは別の場所に所在し、従事者は自分を含め4人程度であった。」としている上、当該同僚がD工場に勤務していたと名前を挙げた3人は、申立人が名前を挙げた同僚6人に含まれ、いずれも既に死亡しており、このほかに申立人の勤務期間等について供述を得られる者は見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における標準報酬月額の時決定及び随時改定が行われた記録が無い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1444

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 8 月 8 日まで

A 高等学校を昭和 32 年 3 月に卒業後、B 社 C 事業所に採用となったが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が欠落している。作業所勤務で厚生年金保険に加入していないことは無いはずなので、同保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において B 社 C 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚二人及び社会保険事務所の記録により、申立期間当時に当該事業所において、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者 10 人の合計 12 人に照会し、10 人から回答が得られたが、このうち 6 人は、採用から数か月後に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、このうちの 3 人は、「期間は分からないが、試用期間はあったと思う。」と回答し、他の一人は、「当時、当該事業所には作業所が 4 か所あった。4 作業所は訓練用の作業所であり、新規採用者等が入っていたと思う。自分は昭和 32 年 4 月の採用で第 4 作業所に配属され、同年 9 月に第 4 作業所から第 1 作業所に移った。申立人もそのころ、作業所の配置換えがあったと思う。」と供述している上、別の一人は、「昭和 32 年 2 月に採用され、同年 4 月から自分と申立人を含め 3 人が同じ第 4 作業所に入り仕事をしていた。同年 8 月に自分は第 4 作業所から第 3 作業所に移った。申立人も一緒に配置換えになったはずだ。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録から、それぞれ自身の記憶する採用月から 5 か月から 6 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得

していることが確認できることを踏まえると、事業主は従業員ごとに判断した上、厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、承継会社のD社に照会したところ、申立人の当該事業所における従業員名簿が保管されており、同名簿によると、申立人は昭和 32 年 4 月 28 日から同年 8 月 7 日までは臨時雇で第 4 作業所に配置されたこと及び同年 8 月 8 日に正社員として雇入れとなっていることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 29 日から同年 12 月 3 日まで
② 昭和 46 年 11 月 30 日から同年 12 月 11 日まで

両申立期間は、いずれも、A所有のB船において、C職として業務に従事していたが、船員手帳に記載された雇止年月日より社会保険庁が記録する船員保険被保険者資格の喪失年月日がいずれも早く、同保険の加入記録が確認できない。

船員保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について船員保険に加入していた事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する船員手帳の記録により、申立人が、両申立期間においてA所有のB船に乗っていたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人に係る船員保険の適用状況については確認することができなかった。

また、申立人が当該船舶と一緒に勤務していたとする同僚二人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも両申立期間において船員保険に加入していた形跡が無いほか、このうち生存が確認された一人に照会したところ、「当時、実際の乗船期間が終了する前に船員保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあった。」と供述しているとともに、同人が保管する船員手帳により、同人の両申立期間に係る当該船舶における雇止年月日は、いずれも申立人と同一であったことが確認できる上、同人から、両申立期間において船員保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該船舶の船員保険被保険者名簿によ

れば、申立期間①に係る昭和 44 年 7 月 1 日に同保険被保険者資格を取得したことが確認できる D 職以下 14 人は、いずれも同年 11 月 29 日に同資格を喪失したことが確認できるほか、申立期間②に係る 46 年 7 月 1 日に同保険被保険者資格を取得したことが確認できる D 職以下 23 人のうち、同年 9 月以前に被保険者資格を喪失した者一人及び同年 12 月 30 日以降に被保険者資格を喪失した者 10 人を除く D 職以下 12 人は、いずれも同年 11 月 30 日に同資格を喪失したことが確認できる。このうち、前述の同僚を除き船員手帳を保管していた一人の申立期間①に係る雇止年月日も申立人と同一であったことが確認できるとともに、同人からも、申立期間①において船員保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該船舶では、船員手帳に記載された雇止年月日より早く船員保険被保険者資格を喪失させる場合があったものと考えるのが妥当である。

加えて、両申立期間に係る船員保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の両申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月16日から同年3月31日まで

平成元年4月10日から2年1月31日までA県B行政区に臨時主事として勤務した後、同年2月16日から同年3月31日までの申立期間において、再び同行政区で勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する辞令により、申立人が申立期間においてA県B行政区に勤務していたことは認められる。

しかし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第12条によれば、「次の各号のいずれかに該当する者は、第9条及び第10条第1項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としなす」と規定され、同条第2号では、「臨時に使用される者であつて次に掲げるもの」と規定されている上、同号ロでは、「2か月以内の期間を定めて使用される者」と規定されているところ、当該辞令によれば、申立人の職名は「臨時主事（第1種臨時職員）」と記載されている上、任用期間については「平成2年2月16日から同年3月31日まで」と2か月以内の期間が定められていることが確認できることから、申立期間は厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことが確認できる。

また、A県B行政区に照会したところ、「当時の状況については資料が廃棄済みのため不明であるが、現在は、2か月以内の期間を定めて使用する者については社会保険に加入させておらず、給与から社会保険料を控除することもな

い。」との回答があった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人のうち二人は、申立期間において申立人とは立場が異なるC共済組合員であったことが確認できるとともに、他の一人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、「申立期間において自分がA県B行政区に勤務していたかどうかは記憶が無い。」と供述しており、申立期間における当該事業所での厚生年金保険の適用状況に係る供述は得られなかった。

一方、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された7人に照会したところ、回答があった5人のうち3人は、いずれも「平成2年2月16日から同年3月31日まで当該事業所に勤務していた。」と供述している上、このうち二人から申立人が保管する辞令と同一内容の辞令を保管しているとの供述があったものの、いずれも、当該期間において同保険の被保険者であった形跡が無い上、このうち一人は、「当該期間はアルバイト的な任用であるため、社会保険には加入していない。」と供述しているほか、これらの者から当該期間において厚生年金保険料が給与から控除されたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、上述の厚生年金保険法の規定に従って、2か月以内の期間を定めて使用する者については厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立期間について、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立人は、「申立期間については、申立期間以前にA県B行政区で厚生年金保険の加入記録が確認できる期間である9か月間と通算すれば11か月間となることから、被保険者期間として認められるべきである。」と主張するが、申立人は、「申立期間以前の平成2年2月1日から同年2月15日までは勤務していなかった。」と供述している上、上述のとおり、申立人が保管する辞令により、申立期間がそれ以前の期間から連続するものではなく、かつ、2か月以内の期間を定めた任用であったことは明らかであることから、当該主張を認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間は厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月から 37 年 2 月 2 日まで
② 昭和 50 年 3 月 1 日から 53 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 62 年 11 月 21 日から平成 2 年 5 月ごろまで

申立期間①は、A市B区C地区にあったD社に勤務し、E業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社の裏にはF川が流れており、夏に泳いだ記憶がある。

申立期間②は、それまで勤務していたG社の同僚と一緒にH社を設立し、I業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③は、J社に勤務し、K業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、商業登記簿謄本の記録によると、「L製品等の製造、修理及び販売」を事業目的とするM社は確認できるものの、同社の設立は申立期間①よりも後の昭和 37 年 4 月 21 日であるとともに、所在地も申立ての地域とは異なるA市N区O地区であったことが確認できるほか、社会保険事務所の記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①の約 10 年後の 46 年 9 月 1 日であったことが確認できる上、申立人は、同社が設立された時点及び同保険の適用事業所となった時点のいずれにおいても、同社とは異なる事業所で同保険の被保険者であったことが確認できることを踏まえると、同社が申立てのD社であるとは考え難く、ほかにA市B区C地区に所在するD社が同保険の適用事業所であった形跡は無い。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚一人については、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができないことから、当該事業所の状況、申立人の勤務状況等について確認することができず、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「D社の裏にはF川が流れており、夏に泳いだ記憶がある。」と主張するが、申立期間①が昭和36年10月から37年2月までであることを踏まえると、当該主張は不自然である。

加えて、申立期間①について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②については、商業登記簿謄本の記録により、期間を特定することはできないものの、申立人が、H社に取締役として勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、商業登記簿謄本の記録により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる者及び申立人以外に取締役であったことが確認できる者に照会したものの、いずれも、当該事業所が同保険の適用事業所であったことをうかがわせる供述は得られなかった上、このうち当該事業所で事務を担当していたとの供述が得られた当該取締役は、「H社は、社会保険には加入していなかったため、同保険料を給与から控除することも無かった。勤務していた者は国民年金に加入していたはずである。」と供述している。

また、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、申立期間②において国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できる上、当該事業所の代表取締役であった者も、申立期間②のうち昭和50年3月から52年3月までの期間において国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できる。

さらに、当該代表取締役であった者は、申立期間②を含む昭和52年11月1日から平成11年5月1日までの期間において当該事業所とは異なる事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

その上、申立期間②について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 申立期間③については、J社の事業主の供述から判断すると、期間を特定

することはできないものの、申立人が当該事業所に在籍していたことは認められる。

しかしながら、当該事業主は、「申立人は正社員ではなく、当社に機材を持ち込んで仕事をしていた請負であったため、厚生年金保険には加入させていなかった。自身が請負であったことは申立人も承知しているはずである。」と供述しており、申立人が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述は得られなかった上、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間③において国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できる。

また、申立人がK業務において一緒に勤務していたとする事業主の弟に照会したものの、回答は得られなかった上、申立人はその他の同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間③において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者6人に照会したものの、いずれも回答が得られず、これらの者からも申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

加えて、当該事業所から社会保険事務を受託している社会保険労務士が保管する申立期間③当時の厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は無い。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

なお、申立期間③について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として同保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1448

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 24 日から 8 年 4 月 1 日まで

申立期間は兄が経営する A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

平成 7 年及び 8 年の源泉徴収票を保管しており、両年において社会保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち平成 7 年 4 月 10 日から同年 12 月 15 日までの期間において A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A 社は平成 7 年 2 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間において同保険の適用事業所であった形跡が無い上、申立人のほかに当該事業所において同保険の被保険者であったことが確認できる者二人は、いずれも、同日に同保険の被保険者資格を喪失したことが確認できるとともに、申立人及び当該被保険者二人は、いずれも、同日に政府管掌健康保険の任意継続被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所の被保険者であった前述の二人のうち事業主であった者は既に死亡しているほか、他の一人は所在が不明であることから、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

さらに、申立人が保管する平成 7 年分の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額 (24 万 1,244 円) は、社会保険庁のオンライン記録により、申立人

の当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる6年12月及び7年1月の標準報酬月額(34万円)に見合う厚生年金保険料額(5万6,100円)及び政府管掌健康保険料額(2万7,880円)、申立人が政府管掌健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる同年2月から同年7月までの期間の標準報酬月額(28万円)に見合う任意継続保険料額(13万7,760円)、及び同年分の源泉徴収票に記載された給与支払額(439万2,419円)に見合う雇用保険料額(1万7,569円)の合計額(23万9,309円)とおおむね合致している上、当該社会保険料等の金額は、同年2月から同年11月までの標準報酬月額を同年1月の社会保険庁のオンライン記録から34万円とした場合、申立期間を含む同年1月から同年12月までの期間において申立人の給与から控除されるべき厚生年金保険料額(33万6,600円)及び政府管掌健康保険料額(16万7,280円)、並びに前述の雇用保険料額(1万7,569円)の合計額(52万1,449円)より著しく低額である。一方、申立人が保管する8年分の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額(4万3,380円)は、雇用保険の被保険者記録により、申立人の当該事業所における同保険の加入記録が確認できる8年4月から同年12月までの期間の、同年分の源泉徴収票に記載された給与支払額(481万4,984円)に見合う雇用保険料の合計額(1万9,259円)よりは高額であるものの、当該社会保険料等の金額は、同年1月から同年3月までの標準報酬月額を同年の源泉徴収票に記載された給与支払額から41万円と推定した場合、申立期間を含む同年1月から同年12月までの期間において申立人の給与から控除されるべき厚生年金保険料額(12万9,525円)及び政府管掌健康保険料額(6万4,370円)、並びに前述の雇用保険料額(1万9,259円)の合計額(21万3,154円)より著しく低額であることを踏まえると、両年の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額に申立期間の厚生年金保険料が含まれていたものとは考え難い。

加えて、申立人は、「当該事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる平成6年分の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額と平成7年分の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額が同等であることから、平成7年も厚生年金保険に加入しているはずである。」と主張するが、申立人が保管する平成6年分の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額(23万3,221円)は、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる6年4月から同年11月までの標準報酬月額(平成6年4月から同年9月までは32万円、同年10月から同年11月までは34万円)に見合う厚生年金保険料額(19万5,300円)、政府管掌健康保険料額(10万6,600円)、及び同年分の源泉徴収票に記載された給与支払額(382万1,309円)に見合う雇用保険料額(1万5,285円)の合計額(31万7,185円)より著しく低額であり、当該源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は不自然である。このことから、平成6年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額を基に

平成7年分の保険料控除を認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 3 月 1 日まで

平成 5 年 7 月から 7 年 1 月まで病気療養のため休職し、健康保険の傷病手当金を受給していた。その際、傷病手当金が思った以上に少なかったことから、社会保険事務所に照会したところ、標準報酬月額が下げられていたことが分かったが、会社からはこれについての説明が一切無かった。

申立期間当時の月額給与は 36 万円近くあり、傷病手当金を受給していた時も同額の厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 5 年 7 月 1 日付けで 36 万円から 22 万円に随時改定されていたものが 7 年 6 月 8 日にこれが取り消され、同日付けで 5 年 4 月 1 日にさかのぼって 22 万円の随時改定処理されていることが確認できる(申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失は、平成 6 年 3 月 1 日であったものが 7 年 6 月 8 日にいったん取消処理され、同日付けで訂正処理されている。)

しかしながら、申立人の雇用保険受給資格者証に記載されている平成 6 年 2 月 28 日に離職した時点での賃金日額は 6,996 円と記載されており、申立人が 5 年 7 月 22 日から健康保険の傷病手当金を受給していることが社会保険庁のオンライン記録から確認できること、及び雇用保険法第 17 条第 1 項の規定により、離職時賃金日額は離職前 6 か月間の賃金総額を 180 で除した額で決定されることを踏まえると、申立人の当該事業所を離職する前(傷病手当金の受給期間を除く平成 5 年 2 月から同年 7 月までの期間)の平均月額給与は約 21 万

円となり、社会保険庁のオンライン記録と一致する。

また、社会保険庁のオンライン記録から、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、平成5年7月30日に同月1日付けで標準報酬月額の特減に係る随時改定の処理をされていることが確認できる33人（申立人を含む。）は、全員、申立人と同様に7年6月6日から同月8日にかけて、その処理が取消しされると同時に5年4月1日付けで同額の随時改定を追加訂正処理されていることが確認できる。

さらに、これら33人のうち、所在が確認できた13人を抽出し、申立期間当時の給与月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について照会したところ、6人から回答があったが、このうち二人は申立期間において給与からの厚生年金保険料控除額が少なくなったと供述しており、さらに、このうちの一人は「母親が給与明細書を保管していたので、それを見ると、給与から控除されていた厚生年金保険料について、平成5年2月分は1万8,850円であるのに対し、同年4月分は1万1,600円になっている。減額された理由は分からない。」と供述しており、同人の標準報酬月額をその保険料控除額から試算すると、5年2月は26万円、同年4月は16万円となり、いずれも社会保険庁のオンライン記録と合致していることが確認できる。

これらのことから、申立人の申立期間における標準報酬月額については、当該事業所が社会保険庁のオンライン記録どおりの届出を行い、厚生年金保険料も標準報酬月額に見合う保険料が給与から控除されていたものと考えられる。

なお、当該事業所の元事業主に対し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の特減等について照会したが「当時の状況は分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間当時における標準報酬月額の特減状況を確認することはできなかった。

このほか、申立人が主張する申立期間の特減額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。